

## 市第10号議案

### 横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年5月21日提出

横浜市長 林 文子

### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 谷本公園の項中

「

球技場
会議室

」を「

球技場
庭球場
会議室

」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例の規定に基づく谷本公園の庭球場を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### 提 案 理 由

谷本公園について、公園の有料施設を設置するため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市公園条例（抜粋）

（~~上段 改正案~~  
~~下段 現 行~~）

別表第 1（第 7 条第 1 項）

有料施設

有料施設の属する公園の名称	有料施設の種別
(省 略)	
谷本公園	球技場 庭球場 会議室
(省 略)	